明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一六六）　二
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（一六七）　八
〔省　令〕
○独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（厚生労働六九）　九
○勤労者財産形成促進法施行令附則第五項の事項及び基準を定める省令及び勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通一）　一九
〔告　示〕
○独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から都道府県に対して譲渡された職業能力開発促進センター等の運営に要する費用の補助の算定に係る厚生労働大臣が定める基準を定める件（厚生労働一八一）　一九
○独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第七条第一項及び第八条第一項の規定による資産の譲渡を行ったときに生じた収入の総額として厚生労働大臣が定める金額を定める件（同一八二）　一九
○独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を定める件（同一八三）　二〇
○独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が都道府県に職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を譲渡する場合に都道府県が職業能力開発促進センター等の機能を維持することができると厚生労働大臣が認める基準を定める件（同一八四）　二〇
○道路に関する件（東北地方整備局一〇八、一〇九）　三
○道路に関する件（関東地方整備局二八一）　三
○都市計画に関する件（同二八二～二八七）　三
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（同二八八、二八九）　三
○道路に関する件（中国地方整備局一一二、一一三）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　三
特殊法人等　司法書士名簿登録等関係　三
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他　六
会社決算公告　六

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

（政令第一六六号）（厚生労働省）

一　独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成一五年政令第五五五号）は、廃止することとした。（第一条関係）

二　関係政令の整備

雇用保険法施行令（昭和五〇年政令第二五号）その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第二一条関係）

三　経過措置

1　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二三年法律第二六号。以下「廃止法」という。）の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）から国が承継する資産及び債務は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めることとし、当該資産及び債務は一般会計又は労働保険特別会計雇用勘定に帰属させることとした。（第二二条関係）

2　承継計画書は、次に掲げる事項を基準として定めることとした。（第二三条関係）

㈠　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）が承継する権利及び義務のうち、職業能力開発業務に係る資産及び負債は職業能力開発勘定に、宿舎等業務に係る資産及び負債は宿舎等勘定に帰属すること。